

第3章 連携・協働による景観形成

ここでは景観形成に向けて、住民・事業者・NPO等の県民、市町村、県が、連携・協働しながら進めていくことが望まれる各々の役割を示しています。

県民、市町村、県には、景観形成の主体として、それぞれ重要な役割があります。

そうした中で、私たちが目にする景観は、様々な主体が創り出す要素等により構成されており、互いの要素の関係によって成り立っていると言えます。

このため、県民、市町村、県が、相互に連携・協働[※]して、景観形成に取り組んでいくことが、まとまりを持った美しい景観を創出することに繋がると考えられます。

ここでは、こうした考えの元に、各主体が担うべき役割を整理しています。

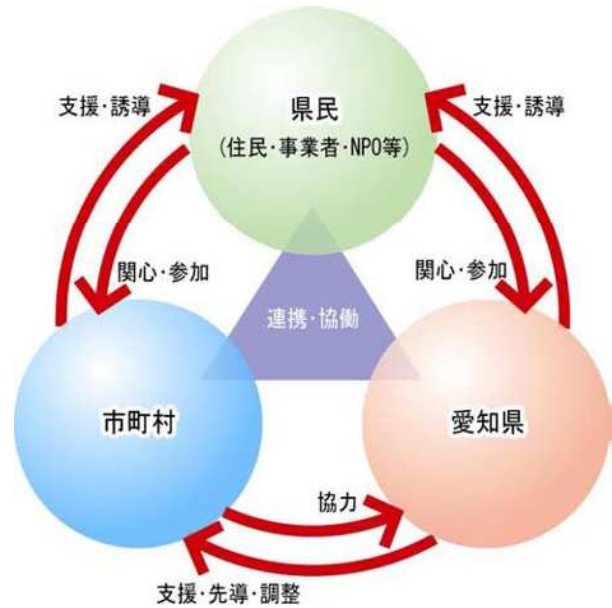


図 主体間の連携・協働のイメージ

※協働とは、様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力することを言う。（『あいち協働ルールブック 2004』～NPO と行政の協働促進に向けて～より）

1. 県民の役割として望むこと

県民（住民・事業者・NPO等）は、自らが地域の景観形成を進める主役であることを認識する必要があります。

その上で、景観形成に対して積極的に取り組むとともに、市町村、県との連携・協働により効果的な景観形成に取り組むことが望まれます。また、事業者に関しては、CSR[※]を推進する観点から、美しい景観形成に寄与することが望まれます。

(1) 景観形成の主役としての自覚

県民は、自らが地域の景観形成を進める主役であることを認識するため、各種のセミナー等に参加することが望まれます。

(例示)

- ・ 景観セミナー等への参加
- ・ 社内教育の実施
- ・ 景観づくり協議会等への参加

(2) 一人ひとりが景観形成に一步踏み出す取組みの実施

県民は、自らが景観形成に積極的に取り組むことが望まれます。また、市町村や県が実施するまちづくり等に対して参画し、協力していくことが望まれます。

(例示)

- ・ 身近な空間での美化活動の実施
- ・ 家や事務所の敷地内での植栽等、身近な空間での緑化の推進
- ・ 市町村、県が実施する景観形成施策への協力
- ・ 市町村、県が定める景観条例等の遵守
- ・ 建築物、屋外広告物等の景観的配慮
- ・ セットバック等による公共的空間の創出

(3) 連携・協働による地域活動の実施

県民は、地域で行われる景観形成に関する各種取組みに積極的に参画し、より魅力的で良好な景観の創出を行っていくことが望まれます。

(例示)

- ・ 地域の清掃活動や花壇整備等の実践
- ・ 地域における景観づくりワークショップの開催
- ・ 建築協定、緑地協定等の各種法制度の活用
- ・ 地域の景観づくりに関する行政への提案

※企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)

2. 市町村の役割として望むこと

市町村は地域住民等に最も近い基礎的自治体であるため、地域住民等の声を直接聞きながら良好な景観形成を進めていくことが必要です。景観法が施行され、また各種制度が充実しつつある現在、市町村が、まちの将来ビジョンを明確に持ち、地域住民等との連携・協働により魅力あるまちを形成していくことが望まれます。

(1) 地域住民等の景観意識の向上

市町村は、地域住民等が主役となって景観形成に取り組むことができるよう、地域の実情に合った各種の取組みを実施し、意識の高揚を図ることが望まれます。

(例示)

- ・美化活動等の住民運動の展開
- ・景観関連情報の提供
- ・小中学生等を対象とした景観教育の実施
- ・シンポジウムや講演会の継続的な開催
- ・地域住民等の景観形成の取組みに対する表彰

(2) 地域住民等との協働による景観形成の推進

市町村は、地域住民等に最も近い基礎的自治体であるため、地域住民等の声を直接聞き、連携・協働しながら景観形成を進めていくことが望まれます。

(例示)

① 地域の特性の把握

- ・景観形成に関するワークショップ等の開催
- ・地域の景観資源の把握

② 景観担当の窓口の設置

- ・景観相談室の設置
- ・横断的な連絡体制の整備

③ まちづくりの観点からの景観形成の実施

- ・地域住民等の景観形成に対する取組みの支援・助成
- ・地区計画等の活用による適正な土地利用の誘導

(3) 景観計画の策定等

市町村は、景観行政団体となり、景観法に基づく景観計画の策定等、景観形成を効果的に進めていくための各種制度の推進を図っていくことが望まれます。

(例示)

- ・景観形成基本計画の策定
- ・景観計画の策定
- ・景観条例の制定
- ・景観計画策定に対する住民参加の機会の充実
- ・事業者等の模範となる公共施設整備の推進
- ・景観形成プロジェクトの立案と推進

3. 県として果たす役割

県は、広域的な視点から景観を捉え、景観形成のビジョンを示し、先導的な役割を担うよう努めます。また、市町村が行う取組みの支援や、複数の市町村域や県境を越える広域的な景観形成を進める際の調整役を担います。

なお、景観行政団体である市町村に対しては、景観形成に関する事例、手法、補助制度等の各種情報を提供します。また、景観行政団体でない市町村に対しては、景観行政団体となることを促すとともに、景観形成に関する助言や指導を行います。

(1) 広域景観の形成

複数の市町村域や県境を越える、広域的な景観形成に関する役割を担います。

(例示)

- ・基本計画の策定
- ・屋外広告物条例の適正運用
- ・整備主体や管理主体への要望と調整
- ・各種法制度に基づく適正な土地利用の促進
- ・各種法制度を用いた眺望景観等の保全の促進
- ・国、周辺各県との調整

(2) 市町村の取組みの支援

市町村に対して、知識や技術の提供、情報の受発信等の支援を行います。

(例示)

① 知識や技術の提供

- ・景観アドバイザー(学識者等の専門家)の紹介
- ・景観形成に対して提言や活動支援を行う住民サポーターの育成と派遣
- ・景観法活用マニュアルの策定

② 情報の受発信

- ・景観資源データベースの公開
- ・景観形成の事例や手法等の紹介
- ・景観形成に関する補助制度の紹介
- ・景観整備機構の育成と支援

③ 市町村間の調整

- ・基本計画の活用促進
- ・市町村間の調整

(3) 県民の景観意識の向上

県民が主役となって景観形成に取り組むことができるよう、意識の高揚を図ります。

(例示)

- ・シンポジウムや講演会の継続的な開催
- ・各種メディアを用いて景観形成に関する情報の発信
- ・小中学生等を対象とした景観教育の実施(出前講座等)
- ・県民の景観形成の取組みに対する表彰

- ・ 景観形成事業への県民の参加の場と機会の提供
- ・ 景観資源の発掘、指定、紹介

(4) 公共事業における景観への配慮

公共事業において、景観形成の模範となる各種の取組みを行います。

(例示)

- ・ 市町村や事業者等の模範となる公共施設整備の推進
- ・ 公共事業景観整備指針の策定と運用
- ・ 公共事業に対する景観評価の実施
- ・ 関係機関との連絡調整

